

若年ひとり親家庭等支援事業業務委託にかかる質問及び回答について

No.	質問内容	回答
1	<p>提案書(様式6)に、「対象は10代・20代の親と就学前の子どもがいる世帯が想定されます。」という記載がある。</p> <p>「就学前の子どもがいる世帯」については、親の年齢は問わないという理解でよいか。</p>	<p>交流事業は、若年のひとり親家庭を必要な支援につなげることを目的としていることから、対象者については、仕様書4(ウ)(1)に記載のとおり、概ね20代までとしております。世帯の状況等により20代を超える方の参加を妨げるものではありませんが、事業趣旨を踏まえた対象設定をお願いします。</p>
2	<p>チラシの配布について、仕様書に、「各区保健福祉センター、子育てプラザ及び社会福祉協議会を含み、各100部以上配付すること。」「また、本市支援制度の広報用チラシ又はカードを児童扶養手当の現況届の時期に合わせるため、7月上旬までに、各区保健福祉センターに30,000部を納品すること。」という記載がある。</p> <p>チラシは最低</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24区*3施設*100=7,200部 ・30,000部 <p>合計37,200部が必要という理解でよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>